

議案第 47 号

下水道条例の一部を改正する条例

令和 4 年 9 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、下水道使用料の改定を行うため、この条例案を提出するものです。

下水道条例の一部を改正する条例

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の表を次のように改める。

単位		月額
基本料金		650円
従量料金 (汚水量1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	49円
	11立方メートル以上20立方メートル以下	142円
	21立方メートル以上30立方メートル以下	187円
	31立方メートル以上40立方メートル以下	216円
	41立方メートル以上60立方メートル以下	221円
	61立方メートル以上100立方メートル以下	236円
	101立方メートル以上500立方メートル以下	275円
	501立方メートル以上1,000立方メートル以下	314円
	1,001立方メートル以上	334円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現行																						
（使用料の額） 第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税相当額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。		（使用料の額） 第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税相当額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（汚水量1立方メートルにつき）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10立方メートル以下</td> <td>49円</td> </tr> <tr> <td>11立方メートル以上20立方メートル以下</td> <td>142円</td> </tr> <tr> <td>21立方メートル以上30立方メートル以下</td> <td>187円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートル以上40立方メートル以下</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td>41立方メートル以上60立方メートル以下</td> <td>221円</td> </tr> </tbody> </table>		単位	月額	基本料金	650円	従量料金		（汚水量1立方メートルにつき）		10立方メートル以下	49円	11立方メートル以上20立方メートル以下	142円	21立方メートル以上30立方メートル以下	187円	31立方メートル以上40立方メートル以下	216円	41立方メートル以上60立方メートル以下	221円	一	基本料金		超過料金	
単位	月額																							
基本料金	650円																							
従量料金																								
（汚水量1立方メートルにつき）																								
10立方メートル以下	49円																							
11立方メートル以上20立方メートル以下	142円																							
21立方メートル以上30立方メートル以下	187円																							
31立方メートル以上40立方メートル以下	216円																							
41立方メートル以上60立方メートル以下	221円																							
		一般汚水	水量	使用料	水量	使用料（1立方メートルにつき）																		
			8立方メートルまで	836円	9立方メートル以上10立方メートル以下	110円																		
					11立方メートル以上20立方メートル以下	125円																		
					21立方メートル以上30立方メートル以下	142円																		
					31立方メートル以上40立方メートル以下	166円																		
					41立方メートル以上60立方メートル以下	191円																		

61立方メートル以上100立方メートル以下	236円	61立方メートル以上100立方メートル以下	200円
101立方メートル以上500立方メートル以下	275円	101立方メートル以上500立方メートル以下	243円
501立方メートル以上1,000立方メートル以下	314円	501立方メートル以上1,000立方メートル以下	286円
1,001立方メートル以上	334円	1,001立方メートル以上	330円